



ホッと憩えるつどいの場を身近な町内で

～つどいの場を開催できる町内(集落)を募集しています～

「子どもから高齢者まで、町内のみんなが集える場」「地域の茶の間」など、さまざまな町内(集落)で身近なつどいの場ができています。

つどいの場は月に1～4回程度、歩いて通える町内(集落)の公民館や集会所、個人のお宅などで「介護予防事業」「お茶飲み会」「将棋・囲碁の会」「卓球」などさまざまな内容で行われています。また、その場に移動販売車を呼んだり、お茶の間参加者で車に乗り合わせて買い物に出かけたりして、買い物支援に取り組んでいるところもあります。

このような住民同士がつながりを持ち、ちょっとした困りごとを解決できる場が、今後ますます必要とされています。

取り組んでいる人からは「集まった人の笑顔や感謝の言葉にやりがいを感じます」などの声が聞かれます。皆さんの身近な「つどいの場」を新たに作ってみませんか。詳しい内容などはお問い合わせください。

「週に1回程度、つどいの場を開催したい」「町内で助け合いの仕組み作りをしたい」などの活動に取り組みたい町内・集落を募集しています。



●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線3431)
または各支所地域振興課地域福祉室

消費税率の引き上げに伴い介護保険料の軽減が拡大されます

65歳以上の所得が少ない人の介護保険料が軽減されます



10月から予定されている消費税率10%への引き上げに伴い、介護保険料の軽減拡大について国の政令改正が行われました。今年度から軽減の対象となる所得段階(※)が第1～3段階の人は、保険料が次のとおり軽減されます。

詳しくは7月中旬に郵送する「介護保険料納入通知書」をご確認ください。

所得段階	平成30年度 保険料(年額)	平成31年度 保険料(年額)
第1段階	31,860円	26,550円
第2段階	49,560円	40,710円
第3段階	53,100円	51,330円

(※) 所得段階(「村上市第7期介護保険事業計画」抜粋)

- ・第1段階 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税で本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人
- ・第2段階 世帯全員が市民税非課税で本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の人
- ・第3段階 世帯全員が市民税非課税で本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える人

●問い合わせ 【保険料に関すること】 税務課保険税係 ☎53-2111 (内線2151)
【保険制度に関すること】 介護高齢課介護保険室 ☎53-2111 (内線3410)